

琴浦町再犯防止推進計画

— 安心で安全に暮らせるまちを目指して —



令和8年4月

琴浦町

目次

- 1 本計画について . . . 3 p
趣旨、目的
計画の位置付け
計画の期間
- 2 基本方針及び主な取組み . . . 3 p～5 p
鳥取県および琴浦町の現状
基本方針
琴浦町における主な取組み
- 3 今後の取組みについて . . . 5 p～7 p
主な取組み内容

参考資料

- 再犯の防止等の推進に関する法律 . . . 8 p～12 p
国「再犯防止推進計画」5つの基本方針 . . . 13 p
第2期鳥取県再犯防止推進計画方針 . . . 13 p
用語解説 . . . 14～15 p

1 本計画について

(1) 趣旨、目的

国においては、再犯防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目的に、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。）を制定し、平成28年（2016年）12月に施行されました。

犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がない者、薬物やアルコール等への依存のある者、高齢で身寄りがいない者など地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている者が多く存在します。そのような者の再犯を防止するためには、刑事司法手続の中だけでなく、刑事司法手続を離れた後も、継続的にその社会復帰を支援することが必要と考えられます。こうした課題を踏まえ、国では、平成30年度から令和4年度までの5か年の「再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」（以下「再犯防止推進計画」という。）を策定し、さらに令和5年（2023年）4月から5か年の第二次再犯防止推進計画を定めて取組みを推進しています。

また、鳥取県でも、平成30年度から令和4年度までの5年間を基本計画とする「鳥取県再犯防止推進計画」を策定し、令和5年（2023年）4月からは第2期計画が始まっています。

これを受け、琴浦町においてもより良い一層の更生保護を推進するとともに、誰もが安全・安心して暮らせる町の実現に向けて、「再犯防止推進計画」を策定します。

(2) 計画の位置づけ

この計画は、琴浦町が行う取組みを「再犯防止の観点」から整理したもので、再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定します。また、計画の対象者は、犯罪をした者等の中で、支援が必要な者とします。犯罪をした者等とは、犯罪をした者または非行少年若しくは非行少年であった者をいいます。

(3) 計画の期間

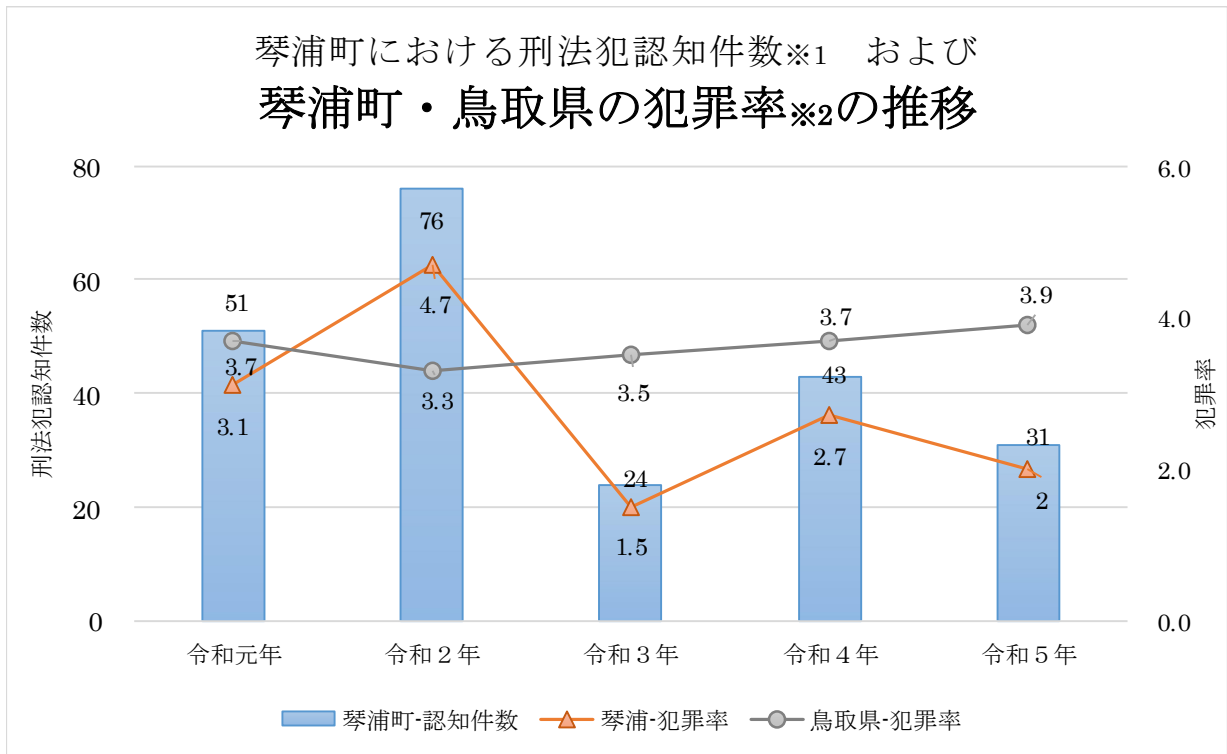
この計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とし、必要に応じて見直しを行います。

2 基本方針および主な取組み

(1) 鳥取県及び琴浦町の現状

琴浦町における過去5年間（令和元年から令和5年）の刑法犯の犯罪率は、増減を繰り返しつつありますが、おおよそ鳥取県の平均を下回っています。

琴浦町における刑法犯認知件数※1 および 琴浦町・鳥取県の犯罪率※2の推移



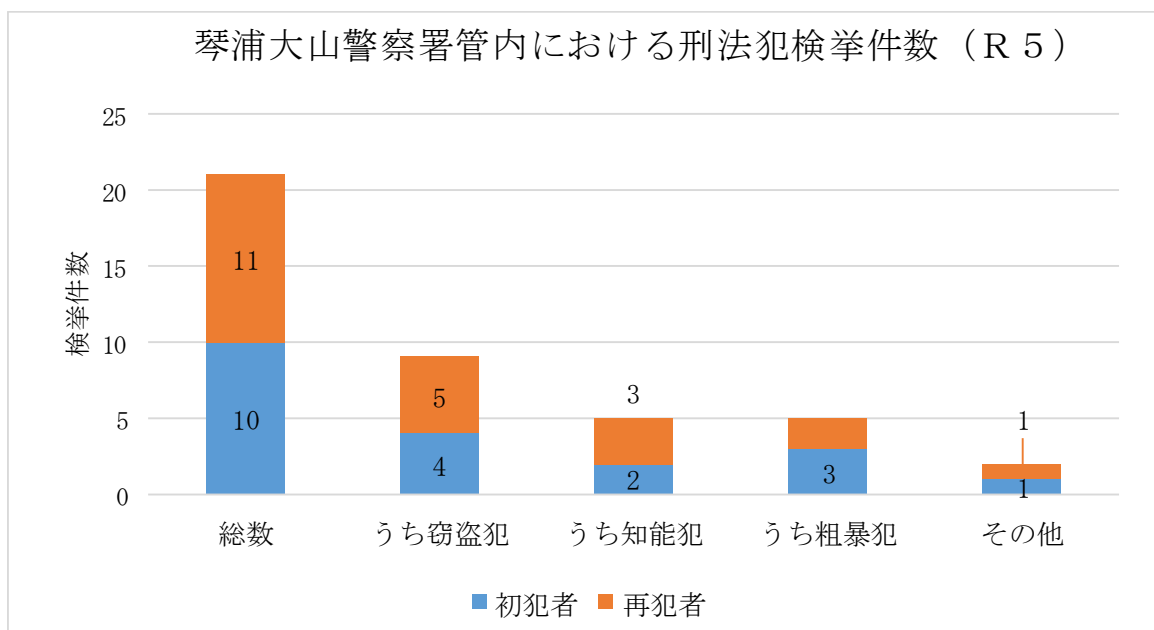
(鳥取県犯罪統計書より)

※1 刑法犯認知件数…警察等機関によって犯罪の発生が認知された件数。

※2 犯罪率…人口1,000人当たりの認知件数。

一方、令和5年の琴浦大山警察署管内における刑法犯検挙件数では、再犯者が初犯者を上回る割合を占めています。

刑法犯の種類としては、窃盗犯が最も多く、その他の犯罪は少ない傾向にあります。



(法務省矯正局提供データを基に琴浦町作成)

また、令和5年の鳥取刑務所出所者のうち、帰住先がない者は14.8%です。県内の協力雇用主や社会福祉施設、更生保護施設等へ入所する者は、22%となっています。

(2) 基本方針

この計画において、犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、関係者と連携し、再犯の防止へ繋げていきます。犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力するための支援や指導等を行えるよう、町民の理解と協力を得るために広報、啓発とともに、関係機関・団体と連携した支援体制を構築することが求められます。

(3) 琴浦町における主な取組み

本町の現状を踏まえ、以下の主な取組みを設定します。

[主な取組み]

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等

3 今後の取組みについて

主な取組み内容

基本方針をもとに、①～⑤の項目について、次の取組みを行います。

主な取組み	具体的な内容	主管課等
① 就労・住居の確保等	<p>○琴浦町重層的支援整備事業（自立相談支援事業）による、就労に対する情報提供</p> <p>○就労協力雇用主の確保の啓発 現在鳥取県では、協力雇用主の登録が129社あり、職種は多岐にわたります。しかし、琴浦町では協力雇用主の登録は少なく、周知の機会や協力を得る必要があります。</p> <p>○空き住宅（町営住宅）に関する情報提供 住居の確保については、更生保護施設に入所できないまたは希望しない者に対して、出所後円滑に新たな住居で生</p>	<p>・福祉あんしん課</p> <p>・人権・同和教育課</p> <p>○就労 ・ハローワーク</p> <p>○住居 ・鳥取県更生保護給産会</p>

	<p>活できるようにするため、民間賃貸住宅や公営住宅の利用、その他の取組など、住居確保について関係機関と連携しながら進める必要があります。</p>	<p>・建設住宅課</p>
<p>② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等</p>	<p>○琴浦町重層的支援整備事業（多機関共働支援会議）を開催し、当事者の今後の支援について検討</p> <p>高齢者の矯正施設への2年以内再入率は他の世代に比べて高く、また、知的障害のある受刑者については、再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっています。</p> <p>犯罪をした者等が支援を必要とした時に、支援が適切に行き届くよう、支援会議を開催し、矯正施設や保護観察所等の関係機関、関係課との連携を図ります。</p>	<p>・福祉あんしん課</p>
<p>③ 学校等と連携した修学支援の実施等</p>	<p>○保護観察所等の関係機関と連携した「個別支援会議」を実施し、円滑な復学・転学を支援</p> <p>○スクールソーシャルワーカー等の専門職を重点的に活用し、本人・家庭への相談、助言体制の強化</p> <p>○通信制高校や夜間中学、職業訓練等の多様な学びの場に関する情報提供</p> <p>非行により保護観察や少年院送致となった少年が、再び非行をしないようにするためには、少年自身が自分の行為の責任を自覚し、被害者の方々の心情等を理解した上で、自ら社会復帰のために努力していくことが重要です。少年にとって、学びの継続は、進路の選択肢を増やし、生活の安定を図るためにも極めて重要です。</p> <p>非行が修学からの離脱を助長する可能性があることを踏まえ、児童生徒の非行(再犯)の未然防止に係る情報共有を図るため、学校だけでなく相談窓口等の情報提供を行います。</p>	<p>・福祉あんしん課</p> <p>・教育総務課</p>
<p>④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等</p>	<p>○町の支援会議において、当事者の今後の支援について検討を行います。</p> <p>犯罪をした者の経歴や心身の状況、家庭環境や経済状況などの特性を把握した上で、支援関係機関等がこれらの特性に応じてどのように支援等を行うか検討します。</p>	<p>・福祉あんしん課</p>

<p>⑤ 民間協力者の活動の促進等</p>	<p>○保護司会、更生保護女性会、町が連携した啓発活動の実施</p> <p>犯罪をした者等の社会復帰支援は、数多くの民間協力者の活動に支えられています。再犯防止や更生保護に関する取組みの理解を深めるため、犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取組みである「社会を明るくする運動」では、7月を強化月間として啓発活動を行います。</p> <p>更生保護や犯罪・非行の防止に携わる保護司会、更生保護女性会などの活動を支援するとともに、各種団体等の活動を周知し、社会全体で再犯防止に取り組む機運の醸成を図ります。</p> <p>また、高齢化などにより、なり手の確保が重要になっています。保護司や更生保護女性会をはじめとした民間協力者が果たす役割の重要性を鑑み、民間協力者の活動における環境の整備や地域への周知など、民間協力者の活動が維持できるよう検討していく必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人権・同和教育課 ・保護司会 ・更生保護女性会
-----------------------	---	--

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）

目次

第1章 総則（第1条～第10条）

第2章 基本的施策

第1節 国の施策（第11条～第23条）

第2節 地方公共団体の施策（第24条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

（基本理念）

第3条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第5条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第6条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

2 再犯防止啓発月間は、七月とする。

3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第7条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項

(2) 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項

(3) 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項

(4) 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項

(5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関

の長と協議しなければならない。

5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。

6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第9条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第10条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第2章 基本的施策

第1節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第11条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第12条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第13条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上

必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第14条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第15条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第16条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第17条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第18条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第19条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第20条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を

検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第21条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けられることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第22条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第23条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第2節 地方公共団体の施策

第24条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和4年5月25日法律第52号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次条並びに附則第3条、第5条及び第38条の規定公布の日

(政令への委任)

第38条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

「再犯防止推進計画」 5つの基本方針（抜粋）

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

第2期「鳥取県再犯防止推進計画」基本方針（抜粋）

多様化が進む社会において、犯罪をした者等が孤立することなく社会を構成する一員として復帰することで、県民が犯罪の被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、国の第二次再犯防止推進計画（令和5年3月17日閣議決定）における7つの重点課題を踏まえて、県の実情に応じ次の重点課題に取り組みます。

- 1 就労・住居の確保等
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- 3 学校等と連携した修学支援の実施等
- 4 民間協力者の活動の推進等
- 5 地域による包摂の推進

【用語解説】

か 行	矯正施設	犯罪をした人や非行のある少年を収容し、改善更生のための処遇等を行う施設。法務省所管の刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。
	協力雇用主	犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を積極的に雇用し、又は雇用しようとする民間の事業主。
	更生保護	犯してしまった罪をつぐない、社会の一員として立ち直ろうとする人たちに、必要な指導と援助を行い、健全で安定した生活を送れるよう改善更生を図る活動。
	更生保護施設	刑務所等から釈放された人や保護観察中の人などで、身寄りがいないことや、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあるなどの理由で、直ちに自立更生することが困難な人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設。
	更生保護女性会	地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体。犯罪をした者等の社会復帰を支援するための地域に根ざした幅広い活動を行っている。
	琴浦町重層的支援体制整備事業	犯罪をした者の支援に関わる関係機関（弁護士、保護司、民生委員、社会福祉協議会、区長、町関係課等）が集まり、犯罪をした者の支援方針を検討する。
さ 行	社会を明るくする運動	全ての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動。7月を強化月間としており、様々な啓発活動を行う。
	スクールソーシャルワーカー	児童や生徒を取り巻く環境に働きかけることにより、子どもたちが抱える問題を解決すべく支援を行う専門職。
た 行	鳥取県更生保護給産会	犯罪を行った者が矯正施設から出所した後、当座の衣食住の確保が難しい場合、一定期間住まいと食事を提供し、日常生活全般にわたって相談に応じたり、就労の援助を行うなどして、社会復帰を助けている。
	多機関共働事業（支援会議）	琴浦町重層的支援体制整備事業の機能の一つ。単独の支援機関では対応が難しい場合に、相談支援の抱える課題の整理、支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理など、支援の進捗管理、支援調整を行う。

は 行	保護観察所	犯罪をした人又は非行のある少年に対し、社会の中で更生するよう、法律や裁判等で定められた期間、保護観察官及び保護司による指導・支援を行うことを目的とする法務省管轄の機関。
	保護司	保護観察処分中の犯罪や非行をした人と定期的に面接を行い、更生を図るための約束事を守るよう指導するとともに、帰往先など生活環境の調整や、生活上の助言や就労の手助け等を行う。その他、犯罪予防活動なども行うボランティアであり、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員。